

上告理由 兼 上告受理申立理由書

最高裁判所 御中

上告人及び上告受理申立人 村 上 定 幸

被上告人及び相手方(1)、日本フリーメソジスト教団

〃 (2)、日本フリーメソジスト岩出キリスト教会

上記当事者間の大阪高等裁判所平成30年(ネオ)第373号地位確認請求上告事件及び 同平成30年(ネ受)第420号地位確認請求上告受理申立事件について、上告人及び上告受理申立人は次のとおり上告理由及び上告受理申立理由を提出する。

平成30年12月21日

〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号東成ビル3F

中神戸法律事務所 ☎078-341-3332 fax341-3452

上告人兼上告受理申立人代理人弁護士 野 田 底 吾

【上 告 理 由】

I、原判決の理由

- 1、憲法第20条が国民に保障する信教の自由は、同じ宗教的信仰を有する人の結合体たる宗教団体の運営や内部規則等に、国家や国民、他の宗教団体が干渉するのを禁ずる団体の自治（宗教的結成・活動の自由 即ち**教会自治権**）を保障している。ところが控訴審判決（以下「原判決」という）は、こうした教会自治権を軽視し、被上告人教団（以下「**教団**」という）の理事長には、被上告人岩出キリスト教会（以下「**教会**」という）の代表者で教会担当教師（以下「**牧師**」という）である上告人に対する解任権がある、として牧師の地位を剥奪した処分（以下「**本件処分**」という）を有効とし、上告人の控訴を棄却した。
- 2、その原審である地裁判決は、
 - ①牧師は特定教会に専従して活動しなければならないが（専従義務）、巡回教師にはかかる義務はなく、
 - ②複数の教会を兼任する牧師はいるが、巡回教師を兼任した牧師はいないことと「**に鑑みると**」、牧師と巡回教師が両立する関係にはないこと、
 - ③**教団**の教規・規則には教会代表者である牧師を解任する規定がないこと「**に照らすと**」、巡回教師を任命する前提として牧師の「**解任手続を要しないことを当然の前提にしている**」、
 - ④牧師の任命権を有している理事長に解任権が「**ないとする事情はうかがえない**」こと、
 - ⑤**教会**規則17条は理事長に解任権がある事を前提にしている、

⑥本件巡回任命は、任地指定委員会が牧師解任決議（2014（H26）年11月20日）をしたこと「を前提」になされている（③～⑥は3頁中段）、
などから教会による更なる牧師解任決議は必要ないとする。

3、高裁判決は、地裁の①～⑥を是認したうえで、以下を追加し、

(ア) 上記⑥に加え、**本件申出書**（乙6号証）が提出されていること、過去に清水草薙教会でも信頼がえられなかったこと、本人も牧師解任を是認した行動を取っていること、からすれば本件巡回任命には牧師解任の意思表示が含まれており、本人、理事長ともこれを認識していた。

(イ) 理事長は、教師任命権並びに被包括教会に対する指導権を有しているから「**一般的な解任権も有するとみるのが相当**」であり、理事長の「**指導権限に對抗する自治を教会に認める規定は見当たらない**」、教会規則等からも「**解任の手続要件を限定する趣旨も読み取れない**」。

(ウ) 理事長が牧師を任命するには任地指定委員会の議決が必要であり（解任の場合も必要と解される）、本人や代議員、機関としての教会の意見聴取もなされているので、牧師解任決議の所定手続（教規29条2項）は踏まれている。

(エ) 審理不尽についても、「**本件任命は12月11日議決に基づくものである**」し、問題の牧師解任決議（11.20決議）も（ウ）のとおり問題はない、として地裁判決を是認し本件処分を有効とした。

Ⅱ、憲法第20条解釈の違反（民訴法312条第1項）

1、教会は、1950年（S25年）頃から地元信者が結集して宗教活動を開始し、1960年（S35年）6月には、信者から教会堂、敷地の贈与を受け（甲10号証）法人化された**独立の宗教団体**である（訴状・控訴状添付の登記「履歴事項全部証明書」）。

他方、教団は1984年（S59年）1月、岩出教会など複数の単立教会が参加して包括宗教団体として活動を開始し、1999年（H11年）に法人化された包括宗教法人である（訴状・控訴状添付の「履歴事項全部証明書」）。

こうした経過からも明らかな様に、岩出教会は教団とは独立自立した宗教法人であり、両者は教団の規則（甲1号証）教規（甲2号証）と所謂相互規定（宗教法人法第12条1項12号、教会規則第41条）を介し包括・被包括宗教団体としての関係を保ってきたものである（詳細は地裁準備書面(3)3頁中段、同(4)1頁、）。

両者の包括・被包括関係とは、株式会社の本社と支社や仏教寺院の本山と末寺の如き支配従属関係ではなく（文化庁「宗教法人の事務」(2訂版)第2集「宗教法人の管理運営の手引」3頁）、両者が独立性を保ちながら調和を図る連合体的関係である。これは憲法第20条が保障する信教の自由に内在する宗教団体結成及び活動の自由（教会自治）からすれば当然の事であり、特に被包括教

会の人事（教団規則第29条2項）や財政については、包括宗教団体たる教団は教会の自治を十分に尊重しなければならない（例えば教団の教規第100条2項でさえ「岩出教会総会」決議を必要としているし、教会規則第17条も教団理事長の権限を制約している）。

然るに原判決は、上記^I2項①～⑤や3項（イ）に見られる如く、教会の自治権を否定し、教団の規則・規定を絶対視して極めて形式的な判断に終始している。

2、この教会（被包括宗教法人）の自治権については、宗教法人法でも確認されている。すなわち、

(1)、同法第1条2項は「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従ってこの法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」と規定し、教会の宗教活動の自由を確認している様に、裁判所においても十分考慮されなければならない。

(2)、ところで、被包括宗教法人**A教会**が包括宗教法人**B教団**を脱退する際に顕著に現れるトラブルは、上納会費の減少を危惧するBがAに対し相当な妨害や嫌がらせ工作を頻繁に行い、Aの教会自治活動である教団脱退を極めて制限してきた事は、多数の判例がある事から判る様に仏教界も含め宗教界では常識である。こうした実情がある故に、同法第26条1項は「・・・宗教法人（例えばA）が当該宗教法人を包括する宗教団体（例えばB）との関係を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人（A）の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体（B）が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする」と、敢えて明文をもって自治権を確認してきた所である。

尚、松江地裁（昭和24年（ワ）第78号）S26.3.9判決は被包括宗教団体Aが包括宗教団体Bを脱退するにはB宗議会の承認を要する旨のB規則を違憲だとする。

(3)、上記と同様の背景から、同法第78条1項も「宗教団体（B）は、その包括する宗教法人（A）と当該宗教団体（B）との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第26条第3項の規定による通知前に又はその通知後2年間においては、当該宗教法人（A）の代表役員、責任役員・・・を解任し、これ等の者の権限に制約を加える・・・（など）不利益の取扱いをしてはならない」と定め、被包括宗教法人であるA教会の自治権を再確認している（地裁の原告準備書面(3)4頁）。

3、本件の包括宗教団体である教団も、これ等の例に洩れず、過去に旧教団から多数の被包括宗教法人が脱退した事により分裂した苦い経験、或いは最近でも1985年（S60年）4月に大阪日本橋教会が教団を離脱した事から（地裁

原告準備書面(7)脚注D)、その引き締めに躍起となってきた。引締めの理論的背景として利用されてきたのが、先日まで教団ブレーンとして被上告人教団を牛耳ってきた理事長畑野順一氏による**教会ソサエティ論** (乙16号証) である(地裁の被告準備書面(5)2頁)。

- (1)、そこでは「(包括団体である教団) 全体を(単一組織としての) 教会とし、各個人の教会は**協会** (ソサエティとしての支店) である」と明確に主張されており、これがかって教団も加盟していた「日本キリスト教団」(教団を各教会の連合体とする) を離脱した実質的理由であるとも述べられている。その詳細は地裁原告準備書面(4) 1～2頁で主張している。

☆ソサエティ論は、宗教法人法が予定する包括宗教法人と被包括宗教法人とで異なった設立手続が取られていること〔第12条1項4号、教団規則第3条、教会規則第4条、教団の登記履歴事項全部証明書「目的等」欄、岩出教会の同証明書「包括団体の名称」欄〕から見ても、同法に違反している。また、被包括**教会をソサエティとする考え方**は文化庁でも否定されており、文化庁の出版物「宗教法人の管理運営の手引—第2集「宗教法人の事務(改訂版)」3頁「包括する」の意味の箇所でも、被包括団体は「いわゆる本山と末寺との本末関係とは同じ概念ではなく・・・支配・制約等を意味するものではない」と解説されている。

教団は、こうした考えを背景として、岩出教会での決議不要論など教団による徹底的な教会手続き無視と教会自治の否定を行ってきたのである。

- (2)、然し教会ソサエティ論が、上記の如く著しい法的問題性を含んでいただけない、畑野氏も「宗教法人は各教会が常に主体であり、教会(Church)である。完全な人格を有する法人であり、完結性を有している。教団はその名のおり教会が集まって構成している団体である。合同教会(United Church)である」等と明記し、その主張を修正はしているものの(甲12号証127頁)、教団は依然として「教団は前者(各教会は協会(ソサイエティ)に過ぎないとの見解)である」等と教会ソサエティ論にしがみついている。

- 4、原判決は、**I**2項**①～⑤**や3項**(イ)**を根拠に、本件牧師解任処分を有効とするが、これは上記の如く教会の自治権を否定し、**教団**の教規・規則を絶対視し、牧師が教会員であり代表権を有する岩出教会の規則を無視するものであって、憲法が保障する信教の自由・岩出教会の自治を否定する違憲の判決である。

特に原判決は、**③**「**教団**の教規・規則に教会の代表者である牧師を解任する規定がなく、巡回教師と牧師の兼任事実もない以上、巡回教師の任命は当然に牧師解任を含んでおり、特別な牧師解任手続きを踏む必要はない」とか、3項**(イ)**「理事長は、教師任命権並びに被包括教会に対する指導権を有しているから**一般的解任権も有するとみるのが相当**であり、理事長の**指導権限に対抗する自治を教会に認める規定は見当たらない**、教会規則等からも**解任の手続要**

件を限定する趣旨も読み取れない」などと判示するが、

- (1)、教会が本来的に有している自治権（憲法第20条）からすれば、教団に解任規定がない以上、教会の規則によって判断するのが**原則**ではないのか。
- (2)、宗教法人法第12条5号、12号の相互規定の解釈からしても、包括法人たる教団の規則に、被包括法人たる教会の代表者牧師の解任規定がなければ、相互規定（教会規則第41条）の解釈から見て、**原則**に戻り、教団には教会の牧師を解任する権限はないと見るのが筋ではないのか。

本来、宗教法人を別にする教団が、別組織たる教会の代表者を一方的に解任できるとする権限は一体どこにあると云うのか。

- 5、これにつき原判決⑤は、教会規則第17条を根拠に理事長の解任権を肯定するが、同条は「教会総会において定数の3分の2以上の議決、及び責任役員会において定数の5分の4以上の議決」があれば、教会からの解任申請を待って、初めて理事長に牧師解任権があることを定めた規定であって、まさに教会の総会決議を条件とする教会自治の原則を確認した規定であり、理事長の絶対的解任権を認めたものではない。

この点で原判決が(イ)において、理事長が「**一般的な解任権も有するとみるのが相当**」であるとか、理事長の「**指導権限に対抗する自治を教会に認める規定は見当たらない**」、更に教会規則等からも「**解任の手續要件を限定する趣旨も読み取れない**」、等と述べているが、ならばストレートに理事長の**任免権**を教団規則に設ければ、相互規定を通して教会牧師を解任できるのであって、敢えて教会規則17条を持ち出して理事長の解任権を**推認する**必要などないではないか。

- 6、原判決は、②の如く巡回教師と牧師の兼任事実がない事を重視し（二者択一）、本件巡回教師の任命には牧師の解任が含まれていると強弁するが、
 - (1)、原判決も前記①で肯定する如く、兼任禁止は牧師の教会専従義務（教団規教第93条、第101条）から導き出される原則である。即ち、

例えば甲教会のA牧師を乙教会の牧師に任命すれば、Aは乙教会の牧師としての専従義務を負う為、甲教会の牧師身分は自動的に解消される（∵甲教会牧師の解任手続きは不要）。ところがAを巡回教師に任命した場合には、巡回教師には特定教会の職務に専従する義務はないから（原判決も前記①で肯定）、甲教会牧師としての専従義務に反せず、両者の兼任は矛盾せず両立することになる（教団は専従義務のある複数教会の牧師兼任さえ肯定している）。従って、甲教会の牧師身分を敢えて解任するには、甲教会牧師としての身分を解消する手続きを取らなければならないのである（控訴人準備書面(5)2頁下段）。即ち甲教会の牧師解任決議がない以上は、甲教会の牧師身分は残るのが当然であるのに（これが教会自治の観点から当然の帰結である筈なのに）、原判決は安易に二者択一論を持ち出し、巡回任命決議には牧師解任の意思が含まれている等と強弁

する。

- (2)、また原判決は、(ア)においても、巡回教師の任命には牧師の解任が含まれている等と強弁するが、ならば何故に教団は巡回任命決議(12月11日)以前の11月20日に敢えて牧師解任決議を行う必要があったのか、また何故、その結果を同月25日わざわざ控訴人まで通告に行く必要があったのか？

まさに教団自身が、巡回任命決議と牧師解任決議とは全く別であることを認めているのである。にも拘わらず何故に原判決は、控訴人が地裁判決の「最大の問題点」、「審理不尽だ」と声高に叫んでいる11.20決議無効の主張(控訴理由書3頁下段)を無視し、その手続き違反(教会規則17条)を取り上げようとししないのか？

牧師の解任決議は教会自治の根幹をなす問題であるだけに、これは独自の問題として教会規則第17条(解任手続)に沿って慎重に判断されるべき問題である。

- 7、原判決④は、牧師の任命権を有している理事長に解任権が「ないとする事情はうかがえない」と言うが、任命権と解任権は形式的には裏腹の関係にある様に見えるが、労働契約における採用と解雇とでは、解雇については所謂正当理由が必要である様に(労働契約法第16条)、法的扱いが全く別である事は、地裁の原告準備書面(4)3~4頁で述べた如く法的常識であるし、上記4項の教会自治の観点からも別の筈である。教会規則第17条から見ても、理事長の解任権は上記5項の如く制限されているのであって、逆に無制限な解任権が「あるとする事情」こそ伺えないのである。

- 8、教団教規第29条2項について、

- (1)、教会自治権からすれば、教団がA教会の牧師をB教会に任地変更するには、A教会としての意見を聴取し尊重すべき事は当然である(その規定が教団教規29条2項である)。にも拘わらず原判決は(ウ)の如く本件申出書(乙6号証)をもって岩出教会としての機関の意見は聴取されていると言う。然し、これが機関としての意見でない事は、教団側も地裁段階から一貫して認めているところであり(被告の地裁準備書面(2)4頁5項)、その署名者6名も、教団側も認めている様に(同準備書面(7)2頁)肩書に「責任役員」と印刷されてはいるものの(木村氏が予め「責任役員」と印刷された書面を持参した事は地裁の原告準備書面(7)脚注H参照)、同役員として署名したのではなく、同17条の戒規処分を求める「信徒2名以上」を参考に署名したものである。申出書が機関としての意見ならば、責任役員会の招集手続き等の正規な手続きが必要であるが(教団教規29条2項)、かかる手続きもなく、突然、理事長の指示で責任役員でもない木村の呼びかけで集められた6名が署名を求められたものであって、(ウ)の如く意見聴取されたものではない。この点は地裁

の原告準備書面(7) 4頁[V]とその脚注 G, H, I, k, J、及び5頁[VI]とその脚注 0 を再読して頂きたい。

(2)、地裁判決⑥や高裁判決(ウ)で示された様に、原判決は教団の任地指定委員会における本件処分議決(11.20議決)を有効とするが、その理由は述べられていない。

(2)-1、ところで、そもそもこの任地指定委員会にかかる決議をする権限があるのか、大いに疑問のあるところである(地裁原告準備書面(3) 1頁2項「任地指定委員会について」)。例えば、大阪地裁のA判事を神戸地裁に任地替えするにつき、仮に最高裁に「任地指定委員会」があった場合には、同委員会で事前に検討されるであろうが、A判事を大阪地裁から特定任地のない判事(?)に身分替えするについては、同委員会には権限がない筈である。

これと同様に、教団の任地指定委員会も、その名称に示す如く「任地を・・決定又は変更する」すなわち「任地を指定する委員会」であって(教規 29 条 1 項)——それ故に、特定任地を持たない巡回教師については条文上も検討対象になっていない(巡回教師の任命権は理事長にある 教規第 104 条)——牧師の身分を剥奪する権限はない。

(2)-2、しかも、教規に牧師解任の規定がないにも拘わらず、何故に任地指定委員会が牧師の解任の是非を決定するのか、法的根拠はない。

ところが原判決は、これに触れる事もせず、決議権限がある事を当然の前提に、この 11.20 決議を本件処分の有効性の根拠にするが(原判決は「解任の場合も必要と解される」などと曖昧に表現)、理由不備、審理不尽はあきらかであろう。

Ⅳ、判決理由の不備(民訴法第312条2項6号)

1、原判決は、地裁判決理由に(ア)～(エ)を加えて本件処分を有効とするが、特に(イ)項で、理事長は教師任命権並びに被包括教会に対する指導権を有しているから「一般的な解任権も有するとみるのが相当」であり、理事長の「指導権限に対抗する自治を教会に認める規定は見当たらない」、教会規則等からも「解任の手続要件を限定する趣旨も読み取れない」などと、何の根拠も示すことなく本件処分の有効性を述べている。更に(エ)項では「本件任命は12月11日議決に基づくものである」とする。

2、確かに巡回教師の任命は、12月11日議決に基づくものではあるが(この点は上告人も自認している)、本件の牧師解任決議は、それより3週間も前の11月20日の議決に基づくものである。ところが原判決は、この 11.20 決議には「瑕疵は認められず、原判決がこれに触れていないことは、解任の有効性の判断を左右しない」と言うのみで、その理由には全く触れておらず、控訴人が控訴理

由書第4項で「最大の問題点」として声を大に主張している点については、全く検討なされた形跡もない。何故、11.20決議が有効だと言えるのか、何故、11.20決議を独自の法律行為としてとらえないのか、その理由不備は明らかである。

- 3、上記Ⅱ8項で記した事は、判決理由の不備にも該当する。
- 4、上告人は、教団が上告人を巡回教師に任命したまま、教会派遣の要請を無視し続け（甲18号証）4年間も教職の仕事を与えず飼い殺し状態に置いているのは、巡回教師の任命権濫用であると主張しているが（原審準備書面(4)訂正版2頁(d)、同準備書面(5)3頁）、原判決は全く判断を示していない。これは明らかに判決理由の不備である。

【上告受理申立の理由】

原判決には、通常人の常識に属する経験則に反した判断がなされており、かかる判断は当事者の救済上、極めて重要な事項を含んでいるだけに、審理不尽として上告受理申立理由に該当する（民訴法318条第1条「法令の解釈に関する重要な事項を含む」に該当）。

I、原判決（地裁判決を含む）

本件巡回教師の任命が、実質的に戒規処分に該当するとの原告の主張に対し

- 1、地方裁判所判決はこれを否定し、
 - (ア)、本件申出書（乙6号証）や教会員木村や和田の文書も、牧師の交代を求めたものに過ぎなく戒規処分まで求めている。
 - (イ)、理事長は、本件申出書を単純に牧師交代の要請書と理解した。
 - (ウ)、理事長は、本件申出書を契機に任地指定委員会を開催し巡回教師を任命しているし、本件任命と戒規処分とに共通性や類似性はない。
 - (エ)、巡回教師としての職務をさせていないのは、個別教会からの派遣要請がなかっただけの事で、教団が働きかけをした証拠はないとする。
- 2、高等裁判所も、地裁判決を是認しつつ、直裁に本件任命は戒規処分のどれにも「当たらないことは明らかであり」、審理不尽も「本件任命（巡回教師の任命）は12月11日議決に基づくもの」であり「11月20日議決に瑕疵は認められ（ず）」、これに「触れていないことは解任（牧師の解任）の有効性の判断を左右しない」と言う。

II、経験則違反

- 1、上記(ア)の「申出書」が教会の正式意見でないことは、上告理由欄Ⅱ8項で記した如く明らかであるが、更にこれが実質的に戒規処分を要請した書面である事は、

- ①教団自身が（被告準備書面(2) 4頁中段）申出書を「これは責任役員会の決議文ではないが、被告教会の原告を除く責任役員・監事的意思として教団教規第117条を念頭において送付したものである」と述べていること、
- ②襟首事件の被害者木村は一貫して原告の教団からの追放を画策していたこと（原告準備書面(7)Ⅳ）、
- ③巡回教師任命後も、原告の派遣希望を無視し、現在に至るまで約4年間も自宅待機を続けさせていること（原告準備書面(7)Ⅳ）
- 等からすれば、本件任命と戒規処分との共通性や類似性（上記(ウ)）は明らかであろう。
- 2、上記(イ)の理事長の態度についても、表面的には指摘のとおりではあるが、実質は地裁の原告準備書面(7)Ⅴ2項のとおりであり、本件申出書（乙6号証）の署名者6名も、教団側も認めている如く（同準備書面(7)2頁）教規117条の戒規処分を求める「信徒2名以上」を参考に署名したものだと言う。
- しかも、戒規処分の停職でさえ1年間であるのに、その後、上告人にだけは教会派遣を認めず4年間も事実上の自宅待機にさせている事実から見ても、本件任命が戒規処分でない等と形式的に判断した地裁判決は、常識からずれている（巡回教師への任命権濫用でもある）。
- 3、上記(ウ)については、上告理由欄Ⅱ8項で記したとおりである
- 4、上記(エ)について、原判決は個別教会からの「要請がなかっただけ」だと言う。
- (1)、確かに、東や松永、石黒、竹谷らの巡回教師を他教会に派遣要請したのは、教団傘下の個別教会であって教団ではないが、その個別教会はいずれも畑野理事長、松永総会議長、本田理事長、中江理事、馬場理事など教団幹部（甲28号証3）が主宰する教会であり、しかも彼らは原告が派遣を希望している事を重々知りながら約4年間も放置しているのである。これは原告の牧師復職の希望を失わせて教団・教会から自主的に退職させようと画策する極めて陰湿な行為である（巡回教師への任命権濫用でもある）。それを形式論で誤魔化すのは、真実を追求しようとする裁判所の態度ではない（経験則違反）。
- (2)、原判決は上告理由欄②において、複数の教会を兼任する牧師はいるが、巡回教師を兼任した牧師はいないことを根拠に兼任を否定するが、それなら、かつて数年間に亘り教会に派遣されず飼い殺しにされた巡回教師などいない事実をどう見るのか。これを(1)の如くたまたま派遣要請がなかっただけだ等と判断するのは、経験則から見ておかしい。これはもう戒規処分以外にないのではないのか。